

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和2年第4回江差町議会定例会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、2番出崎議員、3番小林議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

議長。

(議長)

小野寺委員長。

「小野寺委員長」(議会運営委員会報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」

令和2年第4回江差町議会定例会の開催に当たりまして、議会運営委員会からの報告をいたします。

まず、最初に委員会の開催状況についてであります。当委員会は、11月25日、12月2日、2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議をいたしました。

今定例会の議案、一般質問についてであります。今定例会では、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてをはじめ、11件の議案が提出されている他、議員発議として2件、一般質問は5名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

会期の日程についてであります。12月2日の委員会の協議を経まして、会期の日程は、12月9日、1日間といたしました。

次に、一般質問等についてであります。これまでと同様に一問一答方式としまして、質問の回数は再再質問まで認められます。質問の時間についてです。従来どおり答弁を含め、60分の時間制としますが、発言は極力簡潔を旨として頂きたいと思っております。

また、質問答弁については、議員は一回目の質問から自席で、理事者は一回目の答弁は演壇により行い、再質問以降は自席で行うことといたします。

理事者におきましては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の時間制限外とすることとします。

また、一般質問や議案等の質疑で感想や要望、お礼など、一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制となっております。このため、通告した質問趣旨以外の質疑は、厳に慎むようお願いをいたします。

最後であります。感染症予防対策について、述べたいと思っております。新型コロナウイルス感染症が檜山管内でも引き続き発生し、近隣町ではクラスターも確認され、感染が拡大しております。このことから本定例会においては、説明質疑及び審議に当たっては、時間短縮に努め、質問に当たっては可能な限り、1回の質問及び答弁で終了するよう、努めて頂きたいをお願いをいたします。議席の距離や議場の換気等、新しい生活様式に即した対応を模索しております。議員、理事者を含め本議会の運営に対し、皆様のご協力とご理解を頂きたく、お願いを申し上げまして、以上、議会運営委員会におきまして協議した結果を報告いたします。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおり、したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、会期を本日1日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、質疑については自席で行い、答弁については、1回目は演題で、2回目以降は自席で行うことといたします。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うことといたします。

また、理事者においては、議員からの質問に対し、議長の許可を得て反問できることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定いたしました。

なお、新型コロナウイルス対策として、説明質疑及び審議に当たっては、時間短縮に努め、特に質問に当たっては、可能な限り1回目の質問、答弁で終了することに努めて頂き、迅速な議会運営を図りたいと思います。

また、議場内の換気のため、出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力のほどをお願いいたします。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告をいたします。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

(議長)

日程第3、所管事務調査の報告について、令和元年第4回定例会、発議第6号、介護保険事業に関する事務調査を議題といたします。

本案については、所管の社会文教常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「塚本委員長」

はい。

(議長)

塚本委員長。

「塚本委員長」(社会文教常任委員会報告)

社会文教常任委員会、委員会調査報告をいたします。

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、下記のとおり報告いたします。

1、調査事件。令和元年第4回定例会、発議第6号、介護保険事業に関する事務調査。

2、調査期日。令和元年2月4日、事務調査内容協議。令和2年2月18日、担当課聞き取り調査。これは高齢あんしん課であります。同じく、7月28日も、同様の聞き取り調査を実施しております。11月10日、事務調査のまとめ。

3、調査の結果。介護保険事業、本年4月で開始から20年となります。5年後には、段階世代が全て後期高齢者となることや、江差町における高齢化率、現況37.5%と高く、今後も更に高まることは予測されることから、現行のまま制度を維持するには、保険料の上昇や、看護人材を確保することに大きな課題となっている。このことから本委員会では、これらの課題を調査し、介護保険事業の安定的な運用を継続することを目的に、介護保険事業に関する事務調査を立ち上げた。

本委員会では、介護保険事業の安定的な運用を継続するには、要介護者の増加を抑制し、健康年齢を確保することが重要と考え、介護保険事業の中でも介護予防を中心に、これまでの行政の取り組みや支援等について、担当課の聞き取りを中心に調査を実施した。

これらの調査検討を踏まえ、次のとおり意見を付して報告する。

意見。1) 江差町における一般介護予防事業について。

これまで本町では、介護予防に取り組むための自主グループの育成や住民中心の地域づくりによる予防事業を実施してきている。この中でボランティア団体も含め、いきいき健康教室など、各種教室等が開催されている。

しかし、現況のコロナ禍の影響により、特に（集まる機会の減少）、（行動の制限）、（不安を抱えながら、家への引きこもり）など、心身機能の低下が懸念されている。社会との接点を失い、フレイルへ（筋肉などが低下し始め心身が弱まってきた状態）と進行していくことが危惧される。これまで以上、高齢者の（居場所作り）、（生きがいつくり）、が重要となる。

介護予防は、行政支援だけでは限界があり、各関係機関との連携強化をより深めていく必要がある。

2) フレイル対策について。

要介護となる前のフレイルを見逃さない対策が重要、フレイルの兆しに気づかず、要介護になってしまうケースが多く、調査期間（老齡学、社会科学センター）によると、フレイルを見逃すと、その後の介護費用が10倍になるとの試算を出されております。フレイル健診をしっかり実施し、介護予防改善に有効に活用すべきである。

3) 生活支援体制事業について。

地域支え合い協議会での情報や意見を（まちづくりカフェ）や（タウンミーティング）の場などとも連動させ、高齢者支援に活用すべきである。

以上、報告とさせていただきます。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

介護保険事業に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって本案については、委員長お報告のとおり、了承することに決定いたしました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、及び議会広報特別委員会から調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、継続調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定いたしました。